令和９（2027）年度　みよし市

Ver.2

保育園等入園申込みのご案内

目次

１．入園基準について(P4)

２．入園対象年齢について(P5)

３．発達の遅れや障がい等がある児童の入園について(P5)

４．当初入園の手続きから決定まで（P5～）

５．途中入園申込みの手続きから決定まで(P10)

６．入園後の手続き及び転園について(P11)

７．保育料等について(P12～)

▼ 保育園等とは

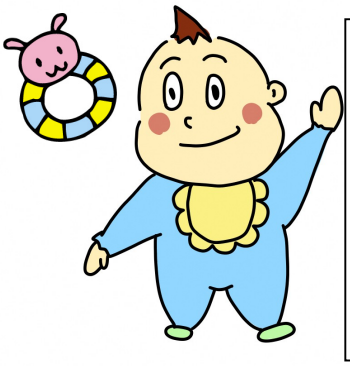
①保育園・・・・・・・保護者の就労や病気などのため、家庭で児童を保育できないときに保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

②小規模保育事業所・・上記①の他に、児童福祉法に基づく市の認可を受けて、０～２歳児の保育を実施する施設です。

③認定こども園・・・・保育・教育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。

当初入園一次募集締め切り：１０月９日（金）午後３時
当初入園二次募集締め切り：２月２６日（金）午後３時

※再提出等を含めて、締め切りまでに不備なく完了している申請が対象となります。不備がある状態で締め切りを過ぎた場合は受け付けの対象外となりますので、お早めにお申し込みください。



[お問い合わせ先]
みよし市役所　保育課
電　　話　（0561）76－5420［直通］
ファクシミリ　（0561）76－5103
所　在　地　〒470-0295
みよし市三好町小坂 50 番地
ホームページアドレス　https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/index.html

電子申請の申込みの流れ［ 当初入園 ］

令和９（2027）年４月に入所を希望する児童、または令和９（2027）年９月までに育児休業復帰の方で入所を希望する児童の申込みのフロー図です。

☐ 令和 9(2027)年4月1日(5月から9月に育児休業復帰の方は入園予定日)時点にみよし市に住民登録があり、居住していますか。

☐ 保育園の入園基準(保護者が就労・産前産後・疾病障がい・介護・災害復旧・就学・求職活動のいずれか)を満たしていますか。

☐ 申込み時点で入園予定の児童は生まれていますか。

Step1 書類の入手　9月1日(火)10時～

○ ホームページから印刷する
　または
○ 保育課(市役所2階)で書類を受け取る

Step2 書類の準備　電子申請までに

○ 就労証明書等の書類の記入を会社等へ依頼する
○ 家庭状況に応じて「保育園等入園申込みのご案内」の7ページの資料を用意する

Step3 電子申請　9月29日(火)から10月9日(金)午後3時まで

○ 『あいち電子申請・届出システム』から申請を行います。
○ 「みよし市保育所等入所申込オンライン申請マニュアル」をよく読んでから申請してください。

Step4 申込完了

手続きお疲れ様でした！「申請受け付けのお知らせ」メールは来ましたか。メールが来た方は以上で申込みは完了です。
メールが来ていない方は、申込みができていない可能性がありますので再度確認してください。

○ 電子申請の際に添付した資料の原本は保管をしてください。(面談時に提出していただきます。)
○ 申請期限を過ぎてしまった場合は、二次募集(11月2日(月)～2月26日(金)午後3時)でお申込みください。

Step5 内　定　内定通知受領

○ 11 月下旬に入園の内定通知書の送付または待機になった旨の電話連絡をする予定です。
○ 内定した方は、内定した保育園で面談を実施します。詳細は内定通知に同封してある通知をご確認ください。

Finish 面　談

○ 面談日に申込みを行った児童と一緒に内定した保育園へお越しください。
○ 電子申請の際に添付した資料の原本を持参してください。
○ 正式な入所の決定通知は、令和9(2027)年2月上旬に送付予定です。



当初入園の申込みから入園までの流れ

〔9月1日（火）１０時～〕みよし市ホームページからダウンロードまたは保育課（市役所２階）で申込書類配布

一次募集

〔９月２９日（火）～１０月９日（金）午後３時〕
申込み受付
※ 電子申請（５ページ参照）

〔10月～11月〕入園審査・利用調整
※ 待機になる場合、市役所からご連絡します。

決定

〔11月下旬〕保育所等入所内定通知書発送
※ この通知は予定であり、２月に発送する保育所入所承諾通知書で入所決定になります。

〔12月中〕面談
申込みを行った児童と一緒に内定した保育所等で面談。

〔２月上旬〕保育所入所承諾通知書発送
※ 入所を辞退または申込み取下げをする場合は、早急に市役所保育課までご連絡ください。「保育所等入所辞退（申込み取下げ）届」を提出していただきます。

〔２月下旬〕入園説明会
※ 日程については、入所承諾通知書に同封します。

待機

二次募集

〔１１月２日（月）～２月２６日（金）午後３時〕
申込み受付
※ 電子申請（二次募集対象の申請フォーム）
※ 二次募集からは、４月中（転入日や保育要件（就労開始日）等が４月２日から４月３０日）の方も申込対象となります。

〔３月上旬〕入園審査・利用調整
※ 一次募集の待機児童と合わせて審査。入所が決まった方に、入所承諾通知書発送します。

決定

〔３月中旬〕
保育所入所承諾通知書発送

〔３月中旬～下旬〕面談および入園説明
※ 各園で個別に実施します。

待機

〔４月以降〕入園審査
待機児童名簿に登録。
毎月１０日（土日祝の場合はその前の平日）に入園審査。
有効期間は令和９（2027）年度中です。
令和１０（2028）年度に向けては再度お申込みいただく必要があります。

〔４月以降〕入園

※ 待機児童となった場合は、毎月 10 日（土日祝の場合はその前の平日）の午後３時から、定員に空きがある園での途中入園審査を実施し、保育必要性の高い児童の保護者から順に、電話で入園意思確認をさせていただきます。その後、入所承諾通知書を発送します。
※ 入園の翌月以降、１度も登園しない月がある場合はその月の翌月から退園扱いとなります。
※ ３歳児以上の育休の新規受付については、一次審査から受付します。

▼ 保育時間について

保育時間は保護者の勤務時間および通勤時間の状況に応じて、下記に記載される時間の範囲内で決定します。延長保育（7:30～8:00、16:00～各閉所時間）、休日保育の利用にあたっては、別途申請が必要です。

（利用料については、１２ページをご参照ください。）

施設名	所在地［電話番号］	定員（人）	保育実施児童年齢	開所時間（平日）	開所時間（土曜日）	開所時間（日・祝日）
茆生保育園（民間運営）	茆生町仲田 48-1 [34-7557]	160	0～5 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	
天王保育園（民間運営）	三好町天王 51-20 [32-2346]	160	0～5 歳児	7:30～22:00	7:30～17:00	（日・祝日）7:30～18:00
なかよし保育園（民間運営）	西一色町二ノ沢 8-2 [32-3048]	160	0～5 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	（祝日のみ）7:30～18:00
みどり保育園	三好丘桜 4-11-1 [36-3330]	134	0～5 歳児	7:30～19:00	わかば保育園で合同保育	
打越保育園	打越町畦違 311 [34-0123]	137	0～5 歳児	7:30～19:00	わかば保育園で合同保育	
城山保育園（指定管理）	福谷町仲田 22 [36-3310]	110	0～5 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	（日・祝日）7:30～18:00
明知保育園	明知町細口浦 41 [32-1035]	120	1～5 歳児	7:30～19:00	わかば保育園で合同保育	
すみれ保育園	三好町八和田 108 [34-3123]	100	0～5 歳児	7:30～19:00	わかば保育園で合同保育	
わかば保育園	三好町大坪 54 [34-1151]	150	0～5 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	
黒笹保育園（民間運営）	福谷町西大山 1-31 [36-5107]	180	0～5 歳児	7:30～19:00	三好文化こども園で合同保育	
キッズハウスみよし(小規模)	三好丘 1-11-5 [36-3131]	19	0～2 歳児	7:30～19:30	7:30～17:00	
みよしの森ほいくえん(小規模)	打越町新池浦 110-4 [56-7010]	19	0～2 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	
はなめ保育園（小規模）	三好町上 75-1 [34-4993]	19	0～2 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	
三好文化こども園	明知町後田 59-1 [32-2561]	75	0～5 歳児	7:30～19:00	7:30～17:00	

※　令和８（2026）年９月１日現在の予定の内容です。

※　はなめ保育園については、令和９（2027）年度に小規模保育事業所となります。





１ 入園基準について

保育園に入園申込みができるのは、次の 1、2 の基準をすべて満たす場合です。

1　令和９（2027）年４月１日（５月から９月に育児休業復帰の方は入園予定日）時点にみよし市に住民登録しており、実際にみよし市で生活していること（※転入予定の場合、市内転入先の土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の添付が必要）

2　児童の保護者が次の表に掲げる事由のいずれかに該当すること

保育園の入園基準	具体的な保護者の入園事由
1　居宅外労働	居宅外で 1 か月につき　**60 時間**以上　の仕事をしている場合 （例：1 日につき実働 4 時間以上の仕事を、月 15 日以上している場合など）
2　居宅内労働	居宅内で 1 か月につき　**60 時間**以上　の仕事をしている場合 （例：1 日につき実働 4 時間以上の仕事を月 15 日以上している場合など） **内職**の場合は上記就労時間及び当該労働による収入が月に **12,500 円以上**であること
3　産前産後	出産予定日の **６週間前** の日から **出産日後８週間** の日までの期間にある場合 **多胎児**については、**１４週間前**の日から**出産日後８週間**の日まで
4　疾病･障がい	**保育ができないと認められる**程度の病気、または**心身に障がいがあると認められる**場合
5　介　　護	同居の親族を**常時**、看護または介護している場合
6　災害復旧	**災害により児童の居宅を失い**、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7　就　　学	学校、職業訓練校その他専門学校において 1 か月につき**60 時間**以上就学している場合 （例：1 日につき 6 時間以上かつ月 10 日以上就学している場合など）
8　求職活動	居宅外で求職活動をしている場合

＜入園申込みにあたっての注意事項＞

※　上記入園基準を満たしている場合に、入園申込みすることができます。入園基準を毎月満たしていない場合は、年度途中でも退園していただくこととなります。不明な場合は、保育課へお問い合わせください。

※　育児短時間勤務を適用する場合は、育児短時間勤務を適用しない本来の契約時間が上記の時間数を満たしていても、育児短時間勤務時間が月に **60 時間未満**の場合は入園できません。

※　求職活動を入園事由として入園承諾された児童は、入園日の**２か月後の同日**までに、上記入園基準１または２を満たした「就労証明書」等を提出されない場合または実際に就労されない場合は退園していただきます。（※求職活動開始日から１２か月以内に再度求職活動を事由に入園とすることはできません。）

※　３歳以上児クラスに限り、保護者が育児休業中であっても、申込みすることができます。

※　**申込み時点で出生**している児童が申込対象です。

※　０歳児の入園は、**生後８か月になった翌日**から可能です。（ただし、城山保育園については生後６か月の翌日から可能です。）

※　三好文化こども園については、１号（幼稚園部）との併願はできません。また、入園料等上乗せ徴収があります。

2 入園対象年齢について

区　　分	対象児（生年月日等）の範囲	保 育 終 了 日
5歳児クラス（年長）	令和３(2021)年４月２日～令和４(2022)年４月１日	令和１０(2028)年３月31日
4歳児クラス（年中）	令和４(2022)年４月２日～令和５(2023)年４月１日	令和１１(2029)年３月31日
3歳児クラス（年少）	令和５(2023)年４月２日～令和６(2024)年４月１日	令和１２(2030)年３月31日
２ 歳 児 ク ラ ス	令和６(2024)年４月２日～令和７(2025)年４月１日	令和１３(2031)年３月31日
１ 歳 児 ク ラ ス	令和７(2025)年４月２日～令和８(2026)年４月１日	令和１４(2032)年３月31日
０ 歳 児 ク ラ ス	令和８(2026)年４月２日～令和９(2027)年４月１日	令和１５(2033)年３月31日

3 発達の遅れや障がい等がある児童の入園について

発達の遅れや障がい等がある児童の入園については、保育の利用を必要とする事由のほかに、児童の状態（集団保育になじむこと、身辺自立、心身の成長発達に有効と認められることなど）を確認したうえで、入園を決定します。申込み前に、あらかじめ保育園または保育課へ相談してください。

4 当初入園申込み（一次募集）の手続きから決定まで

1　対象者

入園予定日時点で入園基準（４ページ）を満たしている下記①又は②に該当する方。

① 令和９（2027）年４月１日に入園を希望される方。

② 令和９（2027）年４月から９月末日までに育児休業復帰による入園を希望される方。

※ **ならし保育の４日間を超えて育児休業期間を延長または雇用元を変更**した等、申込内容と入園日時点に相違がある場合は**入園取下げ**となります。

※ ４月に入園を希望される方（４月に育児休業復帰の方も含む）の入園予定日は、４月１日（木）です。

※ ５月から９月に育児休業復帰の方の入園予定日は、復帰日より平日４日前です。

※ 二次募集からは、４月中（転入日や保育要件（就労開始日）等が４月２日から４月３０日）の方も申込対象となります。

2　申請方法

電子申請　※事情があり、電子申請ができない場合は保育課へご相談ください。

3　申請書類の配布

みよし市ホームページ（https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/soshiki/kodomomirai/hoiku/2/2/11628.html）からダウンロード、または保育課窓口にて受取りをしてください。

電子申請にあたって、事前に紙面の証明等を準備していただく必要があります。

（入力フォームに紙面の画像データを添付していただきます。）

みよし市 HP

4　受付日程

電子申請期間	９月２９日（火）～１０月９日（金）午後３時

申込にあたっては**「保育所等入所申込オンライン申請マニュアル」**をご覧ください。

※ 再提出等を含めて、締め切りまでに不備なく完了している申請が対象となります。不備がある状態で締め切りを過ぎた場合は受け付けの対象外となりますので、お早めにお申し込みください。

※ 電子申請後、「申込受け付けのお知らせ」メールが届いた方が申込み完了となります。

※ 申し込み時の面談は不要です。入所内定後に内定した園で行います。

あいち電子申請システム

［留意事項］

- **兄弟姉妹を同時申込みする場合、それぞれ一人ひとり申込みが必要です。**
- 定員を超えた場合は、１０月９日（金）午後３時までに電子申請を不備がない状態で完了している人を対象に、保護者の就労状況など、保育の必要性の高い児童を優先にして調整します。
- 再提出等を含め、１０月９日（金）午後３時を過ぎた申込は一次審査の対象外です。１１月２日（月）から、電子申請（二次募集対象の申請フォーム）にて随時申請の受付を行います。

５　入　園　審　査　　入園希望者が定員を超えた場合は、８および９ページの「みよし市保育園入園基準指数表」により指数化し、審査します。なお、「同点の場合の優先順位」によっても選考できない場合は、抽選となります。

６　入　園　の　内　定　　**令和８（2026）年１１月下旬 予定**

一次募集で入園内定した方に「保育所等入所内定通知書」を郵送します。ただし、正式な入園の決定は２月上旬に発送する次項の「保育所入所承諾通知書」をお待ちください。なお、待機となった場合は、電話連絡を予定しております。

７　入園内定者面談　　内定した園で面談を行います。面談の日時等詳細は「保育所等入所内定通知書」に同封します。面談は申込対象の児童をお連れください。健康状態等を確認させていただきます。

８　入　園　の　決　定　　**令和９（2027）年２月上旬 予定**

入園が決定した場合は、「保育所入所承諾通知書」等を郵送にて通知します。

９　保育料等の決定　　保育料等は、申込み対象児童の属する世帯等の扶養義務者のうち、両親等の市町村民税と申込み児童の年齢および保育必要量等によって決定します。詳しくは、１２ページをご覧ください。

10　入　園　説　明　会　　保育園行事・生活や保育で使用する用品等についてのご案内を行います。
下記の日程での実施を予定しています。（詳細は「保育所入所承諾通知書」を郵送する際に同封します。）

保育所名	面談日程（いずれか１日）	面談日程決定方法	入園説明会日程
茹生（民間運営）	令和８年１２月１７日（木）または１８日（金）	内定後電話で予約してください	令和９年２月１９日（金）
天王（民間運営）	令和８年１２月３日（木）または７日(月)		
なかよし（民間運営）	令和８年１２月１５日（火）または１６日（水）		
みどり	令和８年１２月１５日（火）		
打　越	令和８年１２月１１日（金）または１４日（月）		
城山（指定管理）	令和８年１２月１９日（土）または１２月２０日（日）		
明　知	令和８年１２月１８日（金）		
すみれ	令和８年１２月２１日（月）		
わかば	令和８年１２月１１日（金）		
黒笹（民間運営）	令和８年１２月１６日（水）または１７日（木）		
キッズハウスみよし（小規模）	令和８年１２月２２日（火）から２４日（木）いずれか１日		令和９年２月２２日（月）２５日（木）２６日（金）いずれか１日
みよしの森ほいくえん（小規模）	令和８年１２月１６日（水）または１７日（木）		令和９年２月２０日（土）
はなめ保育園（小規模）	令和８年１２月１１日（金）または１２日（土）		令和９年２月２０日（土）
三好文化こども園（こども園）	令和８年１２月７日（月）から９日（水）いずれか１日		令和９年２月２６日（金）

11　な　ら　し　保　育　　児童の負担を軽減しつつ保育園生活に慣れていただくため、「ならし保育」を行っています。ならし保育期間は、入園日から４日間程度行います。

12 必　要　書　類

対象者	必要書類
ひとり親家庭	**児童扶養手当**または**遺児手当**の受給がわかる資料 （上記に該当しない場合）**離婚の受理証明書**または**戸籍謄本の写し**
生活保護家庭	状況がわかる資料
世帯に障がいのある方がいる場合	**特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金受給者**または**障がい更正年金受給者**であるとわかる資料
里親	状況がわかる資料
離婚調停中	**弁護士からの書面による説明**または**事件係属証明書** ※離婚未成立の場合、原則父・母両者の就労証明書等及び所得の確認をします。 児童と別居および生計を分けており、子育てに協力を得られない場合に提出してください。

対象者			提出及び添付が必要な書類等	
※きょうだい分コピー可 児童の保育が必要な状況を確認する書類	就　労	外　勤・内　職	□　就労証明書 ※　入園３か月目に直近２か月分の「給与支給明細書」の写しを保育園へ提出	
		農　業	[事業主] □　農業従事証明書 □　農家台帳の写し □　年間農業従事計画表	[専従者] □　農業従事証明書 □　**事業主**の農家台帳の写し ※　専従者欄に、当該保護者の氏名があること。 □　年間農業従事計画表（本人のもの）
		自営業	[事業主] □ 就労証明書 □ 確定申告書（第１表・第２表）または青色申告承認申請書（※入園後に第三者が発行した時間数または収入がわかる書類を保育園へ提出）	[専従者] □　就労証明書 □　**事業主**の確定申告書（第２表・収支内訳書）または青色申告決算書・青色申告専従者給与に関する届出書の写し ※　専従者欄に、当該保護者の氏名があること。
	産前産後		□　出産予定申立書 □　母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が記入してあるページ）	
	疾病等・介護等		□　診断書[本人または、介護対象者] （**保育園の様式**を使用してください。病院独自の診断書は使用できません） □　その他状況が分かる手帳の写し（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、介護保険被保険者証）なければ提出不要	
	就　学		□　就学証明書 □　在学証明書(原本）または学生証の写し □　時間割の写し	
	求職活動		□　求職活動に関する申立書 ※　**入園日の２か月後の同日までに「就労証明書」等の提出が必要です。**	
	そ の 他		□　内容がわかる書類	
転入予定の方			□　必要な添付書類（「売買契約書」、「請負契約書」または「賃貸契約書」等の書類） ※　市内在住の祖父母宅で同居する場合は不要。	

[注意事項]

申請内容等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。また、就労状況（予定者も含む）確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

入園決定後に保育課から提出を依頼する書類

対象者	提出及び添付が必要な書類等
下記のいずれかに該当する方 ・第１子が私立保育園の３歳児未満児クラスに入園する ・公立保育園に入園する	□　保育料等口座振替申込書 ※　私立保育園、認定こども園又小規模保育事業所に入園する方は、保育園等の指示に従って口座振替等の登録を行ってください。
下記期間にみよし市外にお住まいの方 [8 月以前入園者]令和８(2026)年１月１日 [9 月入園者]令和９(2027)年１月１日	□　**個人番号報告書　　入所決定後２月中に保育課に提出** ※　**令和７（2025）年中又は令和８（2026）年中に一時期でも海外就労していた方は、その期間の所得が分かる資料を、入所決定後２月中に提出してください。**

みよし市保育園入園基準指数表

（当初入園審査の基準日は、令和８（2026）年１０月９日）

基準点（保護者のうち点数の低い方とする。）

			就労状況		点数
就労※	居宅外労働	外勤・自営業・農業	１か月につき 160 時間以上勤務（参考：１日につき実働８時間以上かつ月 20 日以上勤務）		40
			１か月につき 140 時間以上勤務（参考：１日につき実働７時間以上かつ月 20 日以上勤務）		38
			１か月につき 120 時間以上勤務（参考：１日につき実働６時間以上かつ月 20 日以上勤務）		36
			１か月につき 100 時間以上勤務（参考：１日につき実働５時間以上かつ月 20 日以上勤務）		34
			１か月につき 80 時間以上勤務（参考：１日につき実働４時間以上かつ月 20 日以上勤務）		32
			１か月につき 60 時間以上勤務（参考：１日につき実働４時間以上かつ月 15 日以上勤務）		30
	居宅内労働（自営の専従者含む）	自営業	１か月につき 140 時間以上勤務（参考：１日につき実働７時間以上かつ月 20 日以上勤務）		34
			１か月につき 120 時間以上勤務（参考：１日につき実働６時間以上かつ月 20 日以上勤務）		32
			１か月につき 100 時間以上勤務（参考：１日につき実働５時間以上かつ月 20 日以上勤務）		30
			１か月につき 80 時間以上勤務（参考：１日につき実働４時間以上かつ月 20 日以上勤務）		28
			１か月につき 60 時間以上勤務（参考：１日につき実働４時間以上かつ月 15 日以上勤務）		26
		内職	１か月につき 100 時間以上勤務（参考：１日につき実働５時間以上かつ月 20 日以上勤務）		28
			１か月につき 80 時間以上勤務（参考：１日につき実働４時間以上かつ月 20 日以上勤務）		26
			１か月につき 60 時間以上勤務（参考：１日につき実働４時間以上かつ月 15 日以上勤務）		24
産前産後			出産予定日の６週間前の日から出産日の８週間後の日までの期間にある場合		28
保護者の疾病・障がい		疾病・障がい	医師の診断により保育が不可能と判断された場合	入院中（入院予定）である	40
				外来通院（週１回以上）を行い、自宅で安静を要する状態である。	32
				療養のためできるなら保育を避けたほうが好ましい	24
			身体障がい者手帳１・２級　精神障がい者保健福祉手帳１・２級　療育手帳 A・B 判定		32
			身体障がい者手帳３級　精神障がい者保健福祉手帳３級　療育手帳 C 判定		24
同居の親族等の看護・介護			医師の診断により常時介護（観察）を必要と認めると判断された場合（要介護５・４　身体障がい者手帳１・２級　精神障がい者保健福祉手帳１・２級　療育手帳 A・B 判定の写しを添付）		32
			医師の診断により常時介護（観察）を必要と認めると判断された場合（要介護３　身体障がい者手帳３級　精神障がい者保健福祉手帳３級　療育手帳 C 判定の写しを添付または添付なし）		28
災害復旧			地震・風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		40
求職活動			居宅外で求職活動をしている場合		22
就学			１か月につき 60 時間以上就学（参考：１日につき６時間以上かつ月 10 日以上就学）		24
育児休業［３歳以上児のみ］			育児休業取得時に所属する職場と同じ職場での復帰を前提とする育児休業取得中の者の場合。		20
その他			児童福祉の観点から、保育園所管課長が保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合		20～40

※就労予定（雇用形態、派遣予定及び派遣先未定）の場合は、マイナス２点します。
※点数について、並行通園（障がい施設に現在通っていて認可保育所にも通いたい児童）を希望している場合は、保育課に相談してください。
※育休延長が許容できる場合は、減点して審査させていただきます。

次ページに調整指数あり。基準点と調整指数、合算した点数で審査。

調整指数（基準点に算入する）

ひとり親世帯 （父母子家庭）	単独世帯	5
	65 歳未満の祖父母等同居※1　（就労等は問わない）	3
生活保護世帯（ひとり親世帯の点数と重複適用なし）		１０
同居※1 する 65 歳未満の祖父母が保育可能(3 歳未満児のみ）		―３
新年度継続在園児のいる兄弟姉妹入園※2		3
新規兄弟姉妹同時入園申込みの場合※3		2
小規模保育事業・地域型保育事業などの卒園児		１５
保育士、幼稚園教諭として保育園等の施設に従事する場合（父母ともに該当する場合でも 5 点のみ）		5
生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合		別途判断
虐待や DV のおそれがあること		別途判断

※1 同居、別居の区別については、住民登録上の世帯では判断せず、居所で判断します。居宅が別れていても、同一の敷地に居宅がある場合は同居とみなします。
※2※3 重複適用なし

同点の場合の優先順位

①	災害復旧
②	疾病・障がい
③	介護・看護
④	就労
⑤	産前産後
⑥	就学
⑦	求職活動
⑧	未就学児童数が多い世帯
⑨	上記でも選考できない場合は抽選

支給認定について

子ども・子育て支援新制度により、「支給認定申請手続き」が必要となります。支給認定申請手続きとは、保育を必要とする理由、保育の必要量等を市が客観的に審査し、保育の必要性を３つの区分に認定するものです。３つの認定区分については、下表のとおりです。**保育短時間**については１日８時間（午前８時から午後４時まで）以内の保育利用となり、**午後４時以降の延長保育は別途利用料**が必要となります。**保育標準時間**については１日11時間（午前８時から午後７時まで）以内の保育利用となり、午後４時から午後７時までの**延長保育料は保育料に含まれます。**保育短時間、保育標準時間については、就労状況等により決定します。また、保育の利用時間区分によって保育料が異なりますので、詳しくは１２ページをご参照ください。

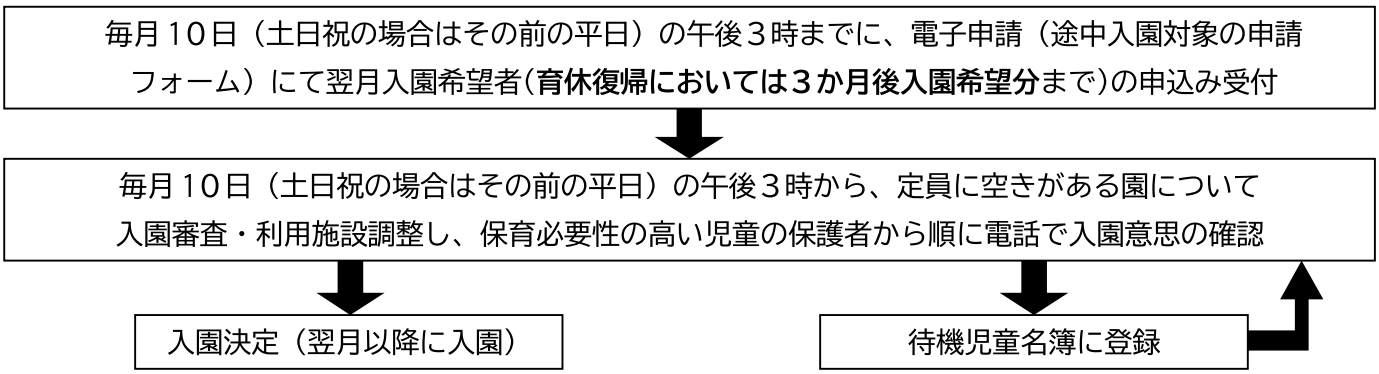
【３つの認定区分について】

認定区分	内容	利用時間区分	利用先
１号認定 （教育標準時間認定）	児童が満３歳以上で、教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定 （満３歳以上・保育認定）	児童が満３歳以上で、保護者の就労や疾病、その他保育が必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園
３号認定 （満３歳未満・保育認定）	児童が満３歳未満で、保護者の就労や疾病、その他保育が必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育（小規模保育事業所）

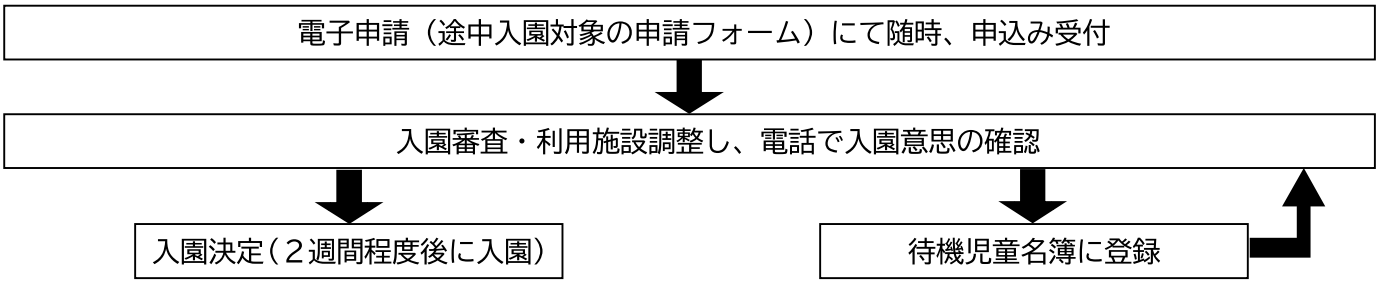
５ 途中入園の申込みの手続きから決定まで

途中入園申込みの受付は電子申請（途中入園対象の申請フォーム）にて行います。

［０～２歳児の流れ］



［３～５歳児の流れ］



６ 入園後の手続き及び転園について

（１）次の場合には、保育園の指示にしたがって届出等が必要です。
用紙は保育園または保育課にて受け取ってください。

退所届

入園事由がなくなり、家庭で保育ができる場合や市外に転出した場合は退園になります。必ず保育園に「退所届」を提出してください。

入園事由が、**求職活動中**で入園した場合は、求職活動開始日から**１２か月以内は再度求職活動を事由に入園すること**はできません。また、就職以外の事由で入園延長はできません。

※ 令和７（2025）年１０月１日から全園児を対象に保護者が下の子の育児休業を取得した場合でも退園することなく在園できるようになりました。

就労証明書等

保育実施の期間中、保育の利用を必要とする状況の確認のため、**原則として年２回「就労証明書等」の提出が**必要です。

就労の内容に変更、転職等された場合には、再度就労証明書をご提出ください。

※　就労実態調査を随時行いますので、収入明細等関係書類の保管をお願いします。

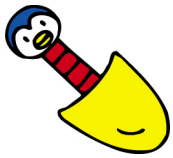
※　書類の提出がない場合は、入所承諾を取消し、退園していただくことがあります。

※　「就労証明書」等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。
また、就労状況確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

入園後に就労先や住所、世帯等に変更があった場合は、保育園に「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」を提出してください。

・　氏名、世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居・出生等）
・　住所変更があったとき（転出・転居）
・　保護者の就労等の変更（就職・転職・退職）
・　保護者の勤務内容の変更、疾病や妊娠等



※ **入園申込みから入園日までの間に上記のような変更**があった場合は、市役所に申し出てください。

（２）転園について
入園後の転園は随時、現在在籍している保育園等で申請書を受取り、電子申請をしてください。転園希望先の保育園の定員に空きがある場合に限り、決定月の翌月１日から転園することができます。ただし、令和９（2027）年４月に転園が決定した場合は翌々月の６月１日から転園することができます。

７ 保育料等について

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親の所得もしくは両親が一定の所得未満の場合は祖父母等のうち生計主宰者の所得と児童の年齢によって決定します。原則、保育料は口座振替でお支払いいただき、口座振替日は毎月月末です。ただし、１２月は２７日(月)となります。(金融機関が休業日の場合は翌営業日。)

年度途中で、世帯員の変更、確定申告や修正申告等を行った場合、保育料を再算定するため申し出が必要です。

※　**保育料の滞納が続く場合は、**法令に基づいて滞納処分させていただくことがあります。

※　支給認定の利用時間区分が保育短時間の児童が午後４時以降の延長保育を利用する場合は、別途利用料が必要です。

※　保育料とは別に、父母の会費や帽子・カバンなどの用品費等別途実費が必要となります。

※　民間運営や指定管理(茨生・天王・なかよし・城山・黒笹・三好文化こども園)の保育園・認定こども園のスモック等については、公立保育園と異なりますので各保育園等にご確認ください。

※　**三好文化こども園については、入園料等別途料金かかりますので別紙をご覧ください。**

令和９（2027）年度の保育料及び給食費について

令和９（2027）年４月から８月分までの保育料及び給食費は令和８（2026）年度（令和７（2025）年分収入）の市民税、令和９（2027）年９月から令和１０（2028）年３月分までの保育料及び給食費は令和９（2027）年度（令和８（2026）年分収入）の市民税の課税状況によって決定されます。

市民税所得割額は、**住宅借入金特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）等の税額控除適用前**の金額で算定します。

０歳児から２歳児クラスまでの方

※給食費は保育料に含まれます。

子ども	金額
第１子	表１の額
第２子以降	０円

（表１）　（単位：円）

定義（階層）		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	市民税所得割額　77,101 円 未満	0	0
D01	市民税所得割額　97,000 円 未満	15,000	13,000
D02	市民税所得割額 169,000 円 未満	22,000	20,000
D03	市民税所得割額 301,000 円 未満	31,000	29,000
D04	市民税所得割額 301,000 円 以上	40,000	38,000

３歳以上児クラスの方

保育料、給食費は共に０円です。（変更となる場合があります。）

ただし、三好文化こども園については別紙を参照してください。

［その他事項］

１　里親(児童福祉法第６条の４に規定する里親)に委託された児童に係る保育料・給食費は無料となります。

２　市民税所得割額とは、父母の合計額をいいます。

３　父母ともに市民税非課税で、同居する祖父母等に市民税が課税されている場合は、同居祖父母等で最も市民税課税額の大きい方が保育料・給食費の算定対象者となります。

４　多子の計算においては年齢の制限はありません。ただし、保護者等が養育し、または監護し、生計を一にしている児童に限ります。

５　三好文化こども園は、入園料等別途上乗せ徴収がかかります。別紙料金表をご確認ください。

保育必要量について

就労等の状況によって、「保育標準時間（午前８時から午後７時まで）」と「保育短時間（午前８時から午後４時まで）」に分けられます。
父と母の**両方が標準時間対象**の場合、児童の認定は**「標準時間認定」**となります。
父と母の**片方でも短時間対象**の場合、児童の認定は**「短時間認定」**となります。

就労	外勤 農業 自営業 内職	１か月あたりの実働時間が１２０時間以上・・・**保育標準時間認定** １か月あたりの実働時間が１２０時間未満・・・**保育短時間認定** ※　残業、休憩時間及び通勤時間は含みません。育児短時間勤務及び部分休業は取得後の時間で認定します。
産前産後		**保育標準時間認定**
疾病等※		**保育短時間認定** ※　入院期間（診断書に入院と記載が必要）は**保育標準時間認定**
介護等※		**保育短時間認定**
就学※		**保育短時間認定**
育児休業		**保育短時間認定**

※疾病・介護・就学については原則短時間とし、場合によっては（個々の事情に応じて）標準とする場合があります。

延長保育料について

１　月曜日から土曜日までの延長保育料について



短時間認定の方で**午後４時を過ぎる利用**につき延長保育料が掛かります。

標準時間認定の方は、**午後７時を過ぎる利用**につき延長保育料が掛かります。

利用区分	単位	延長保育利用料	
		標準時間認定	短時間認定
午後４時～１時間未満	１回につき	０円	１００円
午後５時～１時間未満	１回につき	０円	１００円
午後６時～１時間未満	１回につき	０円	１００円
午後７時～１時間未満	１回につき	２４０円	
午後８時～１時間未満	１回につき	１００円	
午後９時～１時間未満	１回につき	１００円	

キッズハウスみよし・天王保育園 のみ
※ただし、キッズハウスみよしは 19:30 閉園

天王保育園 のみ

２ 休日（日曜日・祝日）保育の利用料について

休日保育利用料について、**短時間認定**の方は**午前８時から午後４時まで**、また**標準時間認定**の方は**午前８時から午後６時まで**の利用については、月額の保育料に含まれます。

短時間認定の方で**午後４時を過ぎる**利用につき、延長保育料が掛かり**下表**のとおりになります。

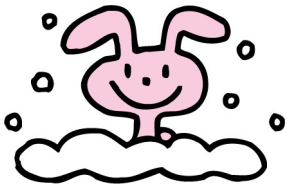
なお、**休日保育**は市内保育園在園児の希望者で、家庭内や親族に保育する人がいない場合に利用可能です。

日曜日保育は、「天王保育園」および「城山保育園」

祝日保育は、「天王保育園」「なかよし保育園」「城山保育園」で実施しております。

※　保育園は、最大でも週６日までの保育利用となります。休日保育を利用する週は、月曜日から土曜日までの間で１日が保育園お休みとなります。

利用区分	単位	休日保育の延長保育利用料	
		標準時間認定	短時間認定
午後４時～１時間未満	１回につき	０円	１００円
午後５時～１時間未満	１回につき	０円	１００円



３ 早朝保育について

午前７時３０分から午前８時までの延長保育料は掛かりません。

ただし、利用ができるのは、就労等により早朝の保育が必要な場合の方のみです。（別途申請が必要です）

［延長保育の利用に係る留意事項］

○ 標準時間・短時間の認定に関わらず、**延長保育が不要な日は、午後４時まで**のお迎えをお願いします。

○ 午後７時以降の延長保育（特別延長保育）は、標準時間認定であっても料金が発生します。

○ 延長保育の利用は、突発的な残業等を除き、事前に申込みが必要です。

○ 保育園のお迎えについて、延長保育利用の際は、職場等から直接保育園へお迎えにお越しいただきますようお願いします。






保育所・幼稚園位置図

●印　市立(私立)保育所

▒印　私立幼稚園・こども園

	保育所名	電話番号
保育所	茨生（民間運営）	34-7557
	天王（民間運営）	32-2346
	なかよし（民間運営）	32-3048
	み　ど　り	36-3330
	打　　越	34-0123
	城山（指定管理）	36-3310
	明　　知	32-1035
	す　み　れ	34-3123
	わ　か　ば	34-1151
	黒笹（民間運営）	36-5107
	キッズハウスみよし（小規模）	36-3131
	みよしの森ほいくえん（小規模）	56-7010
	はなめ保育園（小規模）	34-4993
こども園・幼稚園	三好文化こども園	32-2561
	三 好 桃 山	32-2500
	東　　山	32-2241
	ベ ル 三 好	36-1800
	三好丘聖マーガレット	36-8373
	ま こ と 第 二	34-3354

